

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月	直近の更新年月
南会津町	塩江	令和4年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	67.3 ha
②地区内の農業振興地域の農用地面積	55.5 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.9 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.2 ha
(備考) 70歳以上の農業者で後継者未定の耕作面積のうち田の面積5.7ha	

2 対象地区の課題

- ・中心経営体への集積は概ね進んでいるが、集約化までは至っておらず作業効率の向上にはつながっていない。
- ・イノシシ、サル、シカ等による獣害で意欲が低下しており、離農者や耕作放棄地増加への影響が懸念される。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・離農者や規模縮小する農家が現れた場合は、引き受け意向のある中心経営体へ集積する。受入れきれない農地は、他地区の認定農業者や法人の受け入れを促進する事で対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

農地を団地化して中心経営体に一括して貸借する際は、農地中間管理事業を活用する。

中心経営体が病気やけが等の事情で営農の継続が困難になった場合は、新たな受け手が貸し替えを進めることができるように、機構を通じた賃貸借契約を進める。

○ほ場整備の検討

作業の効率化や生産コスト低減により、中心経営体の負担軽減と農業生産性の向上を図るため、ほ場整備について近隣地区と検討する。

○多面的機能支払制度を活用し、地域の農業を将来にわたり活用・保全できるよう畦畔等の管理作業を地域で役割分担し、保全すべき農地を担い手に集約する。

○鳥獣被害防止対策への取組方針

研修会を開催し、専門家から効果的な対策や先進地区の取り組みを学習し、被害防止活動に活用する。

被害防止施設(ワイヤーメッシュ柵)を年次計画で設置する。